

令和6年11月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

11月の情報提供

1. 求荷求車情報ネットワーク(WebKIT)成約運賃指数(令和6年9月分)	・ ・ 1
2. 積込先、配送先で困りごと、ありませんか。(トラックGメン、四国運輸局)	・ ・ 5
3. 荷主向け啓發文書(四国運輸局長名による発信)	・ ・ 7
4. 大型車の車輪脱落事故防止「令和6年度緊急対策」	・ ・ 8
5. 第64回「正しい運転・明るい輸送運動」実施計画	・ ・ 15
6. 過労死等防止対策セミナーのご案内について	・ ・ 20
7. 職場のメンタルヘルスとヒューマンエラー対策セミナーのご案内について	・ ・ 22
8. 乗務員講習会のご案内について	・ ・ 24
9. 初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内	・ ・ 26
10. 必ずチェック!最低賃金!(香川労働局)	・ ・ 29
11. 11月は「過労死等防止啓発月間」です	・ ・ 33
12. 労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます	・ ・ 39
13. 陸災防香川県支部会員の皆様へ	・ ・ 41
14. 会員名簿の変更等について(令和6年11月1日付)	・ ・ 42

※地球環境に配慮したペーパーレス化を図るため冊子での発送を行っていません。

※申請書類や申込書等が必要な場合は、本書からプリントアウトしてご利用ください。

求荷求車情報ネットワーク (WebKIT) 成約運賃指数について
 (令和6年9月)

(公社) 全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会でとりまとめた、令和6年9月分の運賃指数の概要は以下のとおりです。

令和6年9月の運賃指数の概要

1. 令和6年9月の運賃指数は、前月比2ポイント増、前年同月比16ポイント増となり、前月に記録された過去最高値をさらに2ポイント更新する142を記録した。
2. 9月末現在の求車登録件数は191,941と前年同月比36,726増(23.7%増)となり、9月として過去最高の件数となった。

1. 加入者数、成約件数

年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
加入者数 (ID数)	2,720	2,979	3,190	3,389	3,642	4,005	4,340	4,735	5,259
対象成約 件数	116,046	118,720	126,922	142,617	162,940	180,849	206,064	237,182	277,064

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
加入者数 (ID数)	5,694	6,062	6,401	6,551	6,396	6,508
対象成約 件数	288,956	272,250	289,573	292,118	290,891	138,861

※令和6年度は令和6年9月末現在 (以下同様)

2. 荷物情報 (求車) 件数

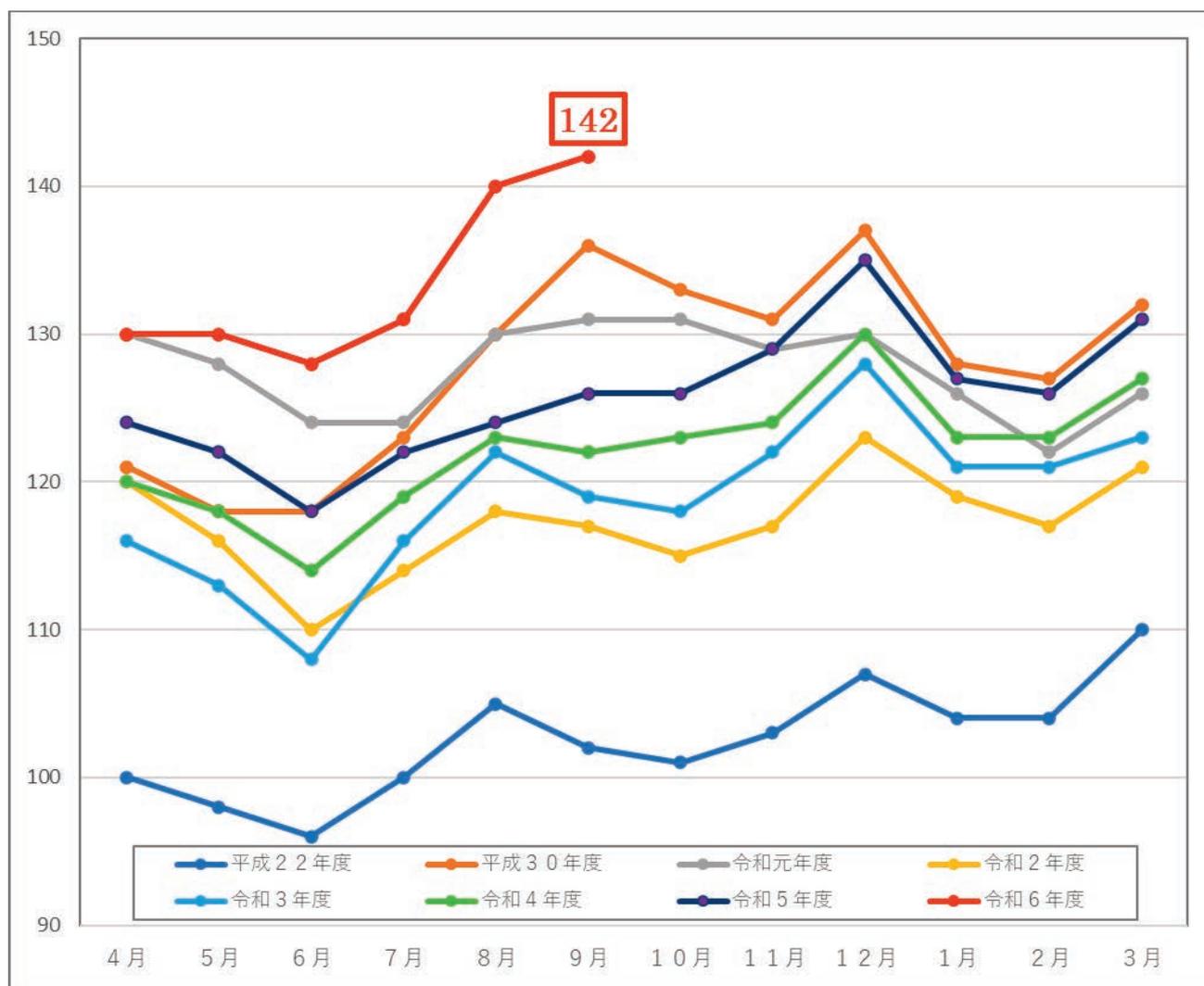
年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
登録件数	500,764	557,137	634,610	928,734	997,204	1,051,395	1,180,371	1,558,945	1,927,949

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
登録件数	1,431,478	914,565	1,351,844	1,644,732	1,708,272	858,198

荷物情報 (求車)	令和6年9月	前年同月比		前月比	
		増減数	増減率	増減数	増減率
登録件数	191,941	36,276	23.7%	32,755	20.6%
成約件数	22,423	-3,027	-11.9%	3,027	15.6%
成約率	11.7%	-4.7ポイント	—	-0.5ポイント	—

3. 成約運賃指数(月別)の推移(平成22年4月を100とする)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成22年度	100	98	96	100	105	102	101	103	107	104	104	110
平成23年度	111	108	106	109	108	108	106	106	109	105	104	111
平成24年度	108	103	102	102	107	107	106	105	112	107	106	113
平成25年度	108	106	107	108	112	111	111	115	119	114	115	126
平成26年度	114	113	111	115	116	117	119	119	122	116	115	119
平成27年度	115	116	114	114	117	117	117	118	121	115	113	117
平成28年度	116	115	111	111	116	115	114	115	121	113	114	120
平成29年度	115	114	112	113	118	119	118	122	127	119	122	126
平成30年度	121	118	118	123	130	136	133	131	137	128	127	132
令和元年度	130	128	124	124	130	131	131	129	130	126	122	126
令和2年度	120	116	111	113	118	117	115	117	123	119	117	121
令和3年度	116	113	108	116	122	119	118	122	128	121	121	123
令和4年度	120	118	114	119	123	122	123	124	130	123	123	127
令和5年度	124	122	118	122	124	126	126	129	135	127	126	131
令和6年度	130	130	128	131	140	142						

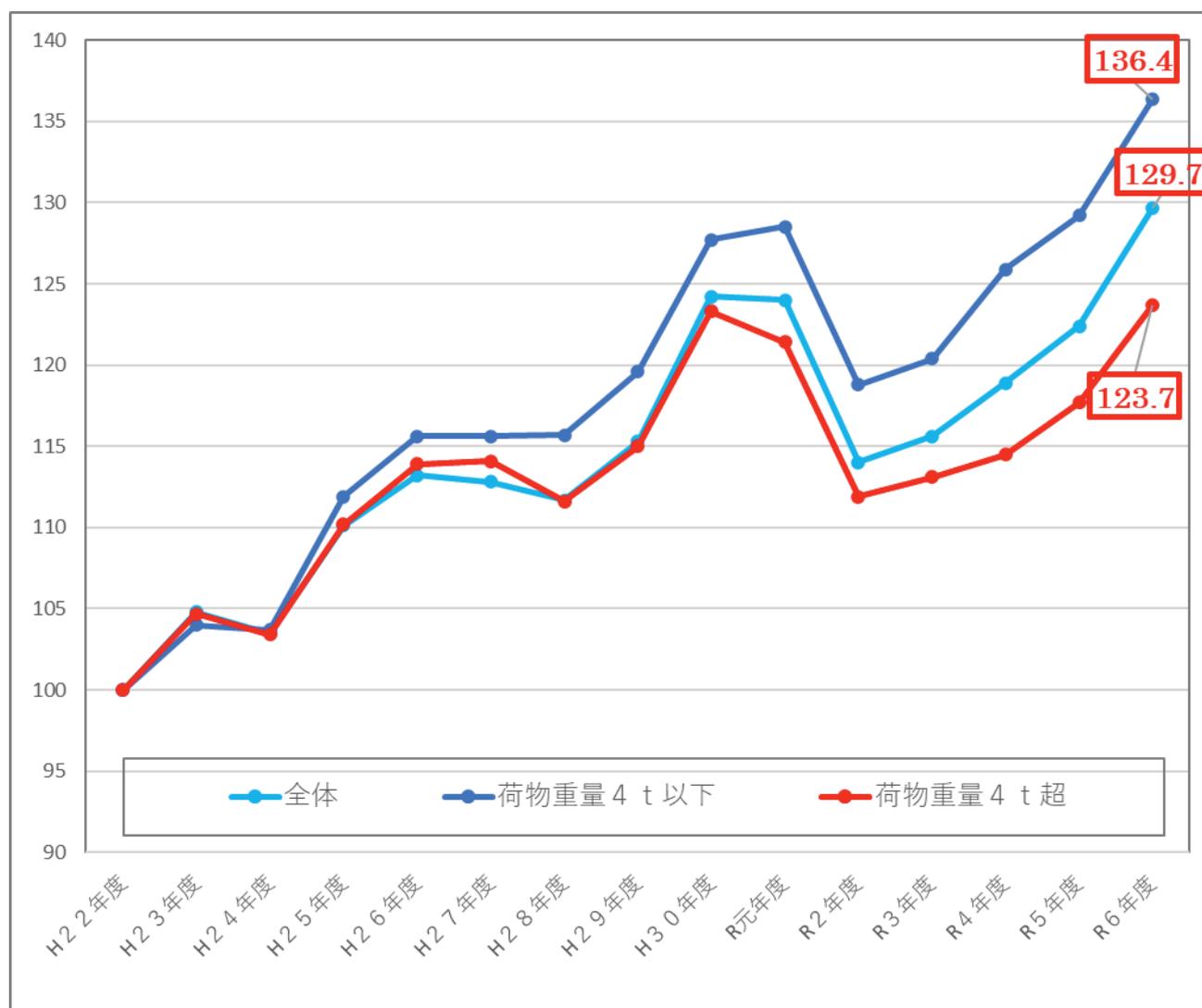


※グラフは平成23年度～平成29年度を省略してあります。

4. 成約運賃指数(年度)の推移(平成22年度を100とする)

年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
全体	100	104.8	103.5	110.1	113.2	112.8	111.7	115.3	124.2
荷物重量 4t以下	100	104	103.7	111.9	115.6	115.6	115.7	119.6	127.7
荷物重量 4t超	100	104.7	103.4	110.2	113.9	114.1	111.6	115.0	123.3

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
全体	124	114	115.6	118.8	122.4	129.7
荷物重量 4t以下	128.5	118.8	120.4	125.8	129.2	136.4
荷物重量 4t超	121.4	111.9	113.1	114.5	117.7	123.7



○成約運賃指数公表の背景

公益社団法人全日本トラック協会（全ト協）と日本貨物運送協同組合連合会（日貨協連）では、トラック輸送産業が国民生活、産業活動を支えるために、荷主企業等の経営管理とトラック運送事業者の事業適正化に寄与すべく、トラック運賃の直近の傾向について、「求荷求車情報ネットワーク」（WebKIT）における成約運賃をもとに概括的に指数化したものを平成25年12月から毎月公表している。

この指数は、平成22年4月を基準（年度指数は平成22年度平均を100）としたもので、データの公表については、事前に公正取引委員会と協議を行っている。

※本指数については、WebKITにおける成約運賃の平均を指数化しているため、各事業者個別の運賃動向と異なる場合がある。

※平成27年4月にWebKITシステムは日貨協連に移管されたが、本指数については、全ト協及び日貨協連との連名にて公表する。

○成約運賃指数とは

荷物情報（求車）、車両情報（求荷）それぞれの登録情報について、対象期間に成約に至った個別運賃を合計し、総対象成約件数で除した金額を指数化したもの。

○WebKITとは

協同組合に加入する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報システムで、インターネットを利用して、荷物の輸送を依頼する側と保有する車両を活用したい運送事業者側が、それぞれ情報登録を行い、お互いにマッチすれば成約に至る。本システムにより、帰り荷や傭車の確保、季節波動へ対応し、輸送効率の向上と環境負荷軽減を目指している。

※平成26年4月より集計方法を変更し、本指数については、速報値をもとに集計しております。

なお、後日、確定値を基に再集計し直すため、過去の数値、指数の一部が修正される場合があります。

◇お問い合わせ先 （公社）全日本トラック協会
経営改善事業部 深田
TEL03-3354-1056

日本貨物運送協同組合連合会
KIT・情報化事業部 武田、松井、岡崎
TEL03-3357-6068

積込先、配送先で 困りごと、ありませんか。

情報ください



「目安箱」
投稿サイト
(国土交通省HP内)

恒常的に長い荷待ち時間

過労運転防止義務違反を招くおそれがあります。



無理な到着時間の設定

最高速度違反を招くおそれがあります。



過積載になるような依頼

過積載運行を招くおそれがあります。



異常気象時の運行指示

輸送安全確保義務違反を招くおそれがあります。



そのほか、こんな行為についても情報があればお寄せください。

- 依頼(契約)にない附带作業 (貨物への値札ラベル貼り、などをさせられるが料金が支払われない。)
- 運賃・料金等の不当な据置き

国土交通省トラックGメンが荷主・元請事業者の**本社**に対して「働きかけ」、「要請」を行い、是正を指導します。

【電話でのご連絡はこちらまで】

国土交通省 四国運輸局 自動車交通部 貨物課 087-802-6773

徳島運輸支局 輸送・監査部門 088-641-4811 香川運輸支局 企画観光・輸送・監査部門 087-882-1357
愛媛運輸支局 輸送・監査部門 089-956-1563 高知運輸支局 輸送・監査部門 088-866-7311



トラックGメン
ポータルサイト
※内容は順次更新中



「トラックGメン」とは…

トラックGメンは、適正運賃の收受や労働環境の改善を実現し、2024年問題の解決を目指すため国土交通省が創設した専門部隊です。「プッシュ型(積極的)情報収集」や、違反原因行為の疑いのある荷主・元請事業者**本社**への「働きかけ」や「要請」等を行い、疑いが事実であれば、改善に向けた計画策定を指導します。

【働きかけ・要請の手順】



【働きかけ後の改善事例】

依頼(契約)になかった付帯作業 (食品製造卸会社・真荷主等)

- 改善策 -
作業範囲、運送料金、作業付帯料金をそれぞれ分けて契約を締結



【要請後の改善事例】

長時間の荷待ち(製造業・発荷主) 働きかけ後の再発により要請実施

- 改善策 -
「入構時間の指定」「出荷口の増設」「搬送先付近の倉庫を『中継地点』として活用」などを実施



目安箱 (具体的イメージ)

Q1. ご意見・事例の分類について、該当する項目1つを選択してください。【必須】

- 1. 依頼(契約)になかった付帯作業
 - 2. 依頼にはなかった付帯業務
 - 3. 依頼にはなかった付帯業務
 - 4. 依頼にはなかった付帯業務
 - 5. 依頼にはなかった付帯業務
 - 6. 依頼にはなかった付帯業務
 - 7. 依頼にはなかった付帯業務
 - 8. 依頼にはなかった付帯業務
 - 9. 依頼にはなかった付帯業務
 - 10. その他、コンプライアンス的に問題と見られるもの
- (内容: _____)
※複数該当するものがある場合には、項目毎に複数回に分けてご記入ください。

Q2. 記入例を参考にしながら、ご意見・事例を具体的に記入ください。

【記入項目と記入例】	
トラックの種類	トラックの大きさ <input type="text"/>
いつ	トラックの形状 <input type="text"/>
いつ	年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 <input type="text"/>
荷主	<記入例> 「国土交通省(株)」・「西ヶ原建設(元請)」・(記入せず)
場所	<記入例> 1. 「東京都千代田区西ヶ原2丁目」の「西ヶ原3物流センター」 2. 「神奈川県横浜市都筑区」の「神奈川運輸支局(株) 東側の物流倉庫」 3. 「東京都千代田区」の「小糸系の物流センター」 (注1) 荷主名のご記入が難しい場合は、上記記入例のように住所と場所をご記入下さい。 (注2) 可能な限り、荷主名及び場所のご記入をお願いしますが、どうしてもご記入できない場合は、荷主名(又は商標)をご記入ください。
内容	【自由記入欄】 記入例1 「16時」に到着指定され、定時に着いたのに「3時間」以上待たされた 記入例2 当日、予定にない荷役「2/16」を追加で積み込み依頼された 記入例3 「17時以降」を聞いていたのに「手前」だった 記入例4 荷主が業務連絡を使用した分の料金を負担する条件であったのに「高送料金を負担」してくれなかった

トラックGメンの適切な活動のため、目安箱への投稿をお願いします。

投稿いただきたい内容

- ご意見・事例の分類
 - ・・・長時間の荷待ち、依頼にない付帯業務など
- ご意見・事例の具体的な内容
 - ・・・いつ、どこで、誰から、どのようなことをさせられたか
- 貨物の種類
 - ・・・加工食品、日用品、機械・機械部品など
- 発着荷主の業態
 - ・・・農林漁業、鉱業・砕石業・砂利採取業など
- 投稿者の情報
 - ・・・会社名、お名前、ご職業、ご連絡先など
 - ※「国土交通省からの連絡可否」において、「連絡不可」を選択いただいた場合、ご連絡を差し上げることはありません。

※荷主等(働きかけ・要請の対象)から情報提供元が特定されないように配慮します。

四運自貨第72号
四運自監第79号
令和6年9月19日

荷主各位

四国運輸局長
(公印省略)

貨物自動車運送事業に係る輸送の安全確保及び輸送秩序の確立について

拝啓、時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、運輸行政に対し格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、トラック輸送は国内貨物輸送量の約9割を担い、我が国経済社会の発展に大きな役割を果たしているところですが、一方、事業者に対しては輸送の安全確保、交通事故の防止、排気ガスや騒音・振動といった交通公害の防止等の社会的使命が重く課せられています。

令和5年の全国の事業用自動車の重大事故件数は4,933件、死者数は477人、負傷者数は2,138人となっており、依然高い水準にあります。一旦、事業用トラックによる事故が発生いたしますと、多数の死傷者を伴う重大事故に結びつきやすく、被害者やその家族に計り知れない悲しみや負担を与えることとなります。

このため、四国運輸局では、関係機関の協力を得て交通事故防止対策を講じているところではありますが、必要経費を無視した運賃引き下げ等の過当競争が行われますと、より多くの荷物を運ぶため過積載運行、過労運転、速度違反等を引き起こす恐れがあります。

特に「過積載運行」については、重大事故はもとより、道路の損傷や交通公害発生の原因となっています。過積載の防止は、トラック運送事業者の基本的な遵守義務であるとともに、輸送の安全確保や輸送秩序の維持を図る上でも重要な課題であり、事業者自らが法令を遵守する自覚が必要ですが、加えてなお一層の過積載運行排除のためには、荷主の皆様方のご理解とご協力をいただきたいと思っております。

つきましては、貴社におかれましても、これらの実情にご配慮いただき、トラック運送事業に係る輸送の安全確保と輸送秩序の確立にご協力下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

大型車の車輪脱落事故防止「令和6年度緊急対策」

1. 緊急対策の概要

令和4年2月に設置された「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において、大型車の車輪脱落事故事例について調査、分析を行い、同12月に中間とりまとめが行われたところ。調査結果から、事故車両の多くにタイヤ脱着作業時のワッシャ付きホイール・ナットの点検、清掃や各部位への潤滑剤の塗布、さらにはホイール・ナットが円滑に回るかの確認が不十分である等、適切なタイヤ脱着作業やタイヤ脱着作業後の増し締めが実施されていない等の問題点が確認されており、昨年度においても引き続き同様の事例が確認されている状況を踏まえ、大型車のタイヤ脱着や保守を行う関係者に対して、適切なタイヤ脱着作業や保守管理の重要性について周知・啓発することとする。

例年車輪脱落事故は冬用タイヤへの交換から1～2ヶ月後が大半を占めており、積雪予報が発せられた直後に交換作業が集中し、作業ミスが発生しやすい状況にある。作業ミスの発生に対しては、近く製品化が見込まれる検知システム等の導入によるハード対策も今後期待される一方、外注作業の場合に必要な工具等の全てを有していなかったことによるもの含め、不適切な脱着作業が行われていた事例が確認されていることから、必要な工具等を用い、余裕を持って正しい脱着作業を行えるべく通常の降雪時期を待たず早期に冬用タイヤに交換するなど、冬用タイヤ交換の適切な作業を前提とした作業平準化を推進する。

2. 国土交通省実施事項

(1) 事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

本省、各地方運輸局等（各地方運輸局及び沖縄総合事務局）及び各運輸支局等（神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）は、大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会（以下「連絡会」という。）構成団体と協力し、本省や連絡会で制作したポスター、チラシ、適切なタイヤ脱着・保守管理作業手順や事故防止啓発動画を用いて、大型車の使用者に対しての広報活動を実施する。

(2) 事故防止対策の徹底を図るための周知・指導

- ① 各地方運輸局等及び各運輸支局等は、整備管理者研修等において、大型車の車輪脱落事故の発生状況を紹介し、「自動車の点検及び整備に関する手引き」等を

活用した適切なタイヤ脱着作業及び、タイヤ脱着後の保守管理を実施するよう、周知・指導を図る。

- ② 各地方運輸局等及び各運輸支局等は、街頭検査や高速道路等のサービスエリアやパーキングエリア、トラックターミナル等を活用した大型車のホイール・ナットの緩みの点検等を通じて、大型車の使用者に対して適切なタイヤ脱着作業及び、タイヤ脱着後の保守管理の実施を呼びかける。なお、実施に当たっては積極的に地方報道機関へ取材要請を働きかける。
- ③ 各地方運輸局等及び各運輸支局等は、運送事業者に対して、4.(1)及び(2)の取組状況を別添2-1または2-2により確認し、同事故防止対策の取組が不十分なときは、積極的な取組を実施するよう指導する。
- ④ 本省等は連絡会構成団体の協力を得て、ホイール・ナットの緩みの総点検を実施するよう各運送事業者へ要請する（年末年始の安全総点検関係）。

(3) 地方独自の実施事項

各地方運輸局等及び各運輸支局等は、上記(1)及び(2)の取組の他、地域の実情を踏まえた独自の取組期間や対策を追加して実施することも可能とする。なお、追加実施事項について連絡会構成団体の地方組織の協力が必要な場合は、その旨依頼する。

3. 連絡会構成団体共通実施事項

(1) 事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

連絡会構成団体は、傘下会員に対して、本省や連絡会で制作したポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、適切なタイヤ脱着作業及び保守管理を実施するように周知・啓発する。また、傘下会員は連絡会構成団体から実施事項の協力依頼があったときは、その取組の実施に協力する。

(2) 事故防止対策の徹底を図るための調査・指導

連絡会構成団体の地方組織は、各運輸支局等から街頭検査の機会を活用した取組について協力要請があった場合は、これに協力する。

(3) 地方独自の実施事項

連絡会構成団体の地方組織は、各地方運輸局等又は各運輸支局等から地方独自の実施事項の協力依頼があったときは、その取組の実施に協力する。

4. 連絡会構成団体別実施事項

● 全日本トラック協会、日本バス協会

- (1) 傘下会員に対して、冬用タイヤ交換の平準化を推進するとともに、これまで取り組んできた以下の実施事項について、引き続き取り組むよう周知・徹底を図る。
 - ① 整備管理者は、適切なタイヤ脱着作業の実施を確保するため、次の事項を徹底すること。

- タイヤ脱着作業日程及び作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施する。特に降雪地を運行する車両がある場合は、1. を踏まえ、積雪予報が発せられた際に急な作業とならないよう十分配慮する。
 - 自社でタイヤ脱着作業を行う際は、正しい知識を有した者に実施させる。
- ② 運送事業者は、車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント^(※)について、社内の整備管理者、運転者及びタイヤ脱着作業者に確実に実施させること。

特に車輪脱落事故の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車については、重点的な点検・整備の実施を心がけること。

- ③ 整備管理者は、著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行ってもさびが著しいディスク・ホイールやひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換すること。

特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は入念に確認すること。

- ④ 整備管理者は、増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を、運転者やタイヤ脱着作業者に指導すること。なお、整備管理者は、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けること。

(2) 依然として、自社でタイヤ脱着作業を行った貨物自動車による車輪脱落事故が多く発生していることに鑑み、貨物自動車運送事業者に対しては、以下の実施事項を追加して取り組むよう周知・徹底する。

- ① 整備管理者は、自社で大型車のタイヤ脱着作業を行うときは、作業者に対して、別紙1のタイヤ脱着作業管理表に沿って作業を実施、その結果を記録させて、適切なタイヤ脱着作業が行われていることを確認すること。
- ② 整備管理者は、別紙1のタイヤ脱着作業管理表を使用して、タイヤ脱着作業後の増し締めの実施結果を記録し、確実に増し締めが実施されていることを確認すること。
- ③ 整備管理者は、日常点検実施者に別紙2の日常点検表を使用して、「ホイール・ナットの緩み及び脱落」、「ホイール・ボルト付近のさび汁痕跡」、「ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの不揃いの確認」及び「ホイール・ボルトの折損等の異状」の点検を確実に行わせること。

なお、ホイール・ナットの緩みの点検については、点検ハンマによる確認手法や、ホイール・ナットヘマーキング^(注1)を施す、又は、ホイール・ナットの回転を指示するインジケータ類を装着し、それらのずれを確認する手法により、ホイール・ナットの緩みの点検^(注2)を確実に実施すること。

(3) 国土交通省から要請される「ホイール・ナットの緩みの総点検」の実施及び結

果の報告について、傘下会員へ協力依頼する（年末年始の安全総点検関係）。

- (4) 全日本トラック協会においては、トルクレンチを有していない事業所への保有を働きかける。

● 全国自家用自動車協会

大型車の使用者に対して、冬用タイヤ交換の平準化を推進するとともに、これまで取り組んできた以下の実施事項について、引き続き取り組むよう広報・啓発を図る。

- ① タイヤ脱着作業日程及び作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施すること。特に、降雪地を運行する車両がある場合は、1. を踏まえ、積雪予報が発せられた際に急な交換とならないよう十分配慮すること。
- ② 大型車のタイヤ脱着作業は、正しい知識を有した者に実施させること。
- ③ 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換すること。

特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は、入念に確認すること。

- ④ 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を確認しておくこと。
なお、車載工具で行った際の締め付けトルクの確認は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けることにより行うこと。
- ⑤ タイヤ脱着作業時の作業確認及びタイヤ脱着作業後の日常点検を、車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント^(※)を心がけ実施すること。

● 日本自動車整備振興会連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会、日本自動車タイヤ協会、日本自動車車体整備協同組合連合会、日本自動車販売協会連合会、全国石油商業組合連合会

傘下会員に対して、これまで取り組んできた以下の注意事項等について、引き続き取り組むよう広報・啓発する。

なお、タイヤメーカーにあっては、自社販売の流通経路を活用してタイヤ専門店、タイヤ販売業者へ周知する。

- ① インパクトレンチを用いてホイール・ナットを締め付ける際は、締め過ぎに注意し、最後にトルクレンチを使用して必ず規定トルクで締め付けること。
- ② ホイール・ナットの規定トルクでの締め付け及びホイールに適合したボルト、ナットを使用すること。

特に、脱落の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車について、重点的に確認すること。

- ③ 入庫する大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント^(※)について周知すること。

特に、脱落の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車について、重点的な点検を実施するよう周知・啓発すること。

- ④ 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換が必要であることを大型車の使用者に理解してもらうよう努めること。
- ⑤ タイヤ脱着作業依頼により入庫する大型車の使用者から、ホイール・ナットへのマーキングや、ホイール・ナット回転指示インジケータ類の施工依頼があった場合には、これに応じ適切に対応すること。
- ⑥ タイヤ脱着作業において、大型車のタイヤ脱着作業の際は、別紙1のタイヤ脱着作業管理表に沿った作業を行い、依頼者へ作業完了報告するよう努めるとともに、事業場以外で行う脱着作業に際しても必ず必要な工具等（トルク・レンチ類、給脂に必要な潤滑剤、清掃用具、新品ナットなど）を持参・使用すること。

また、タイヤ脱着作業後の増し締め的重要性を周知・啓発し、確実な増し締めの実施を促すこと。

● **日本自動車工業会、日本自動車車体工業会、日本自動車輸入組合**

- (1) 傘下会員に対して、これまで取り組んできた以下の事項について、引き続き取り組むよう広報・啓発する。

- ① 大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント^(※)の確実な実施を周知すること。特に、脱落の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車について、重点的に確認するよう啓発すること。
- ② 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換が必要であることを啓発すること。

- (2) 日本自動車工業会においては、ホイール・ナット回転指示インジケータ類を配布する。

● **日本自動車機械工具協会、日本自動車機械器具工業会、自動車用品小売業協会**

傘下会員に対して、これまで取り組んできたタイヤ脱着作業に使用する器具等を販売する際の正しい使用方法や、トルクレンチは定期的な校正が必要であることに

ついて、引き続きタイヤ脱着作業器具等購入者への説明を徹底するよう、周知すること。

5. 大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンの実施

この大型車の車輪脱落事故防止対策は、大型車の使用者が車輪脱落事故を防止するため、常日頃から継続的に取り組むものであるが、特に例年10月以降の冬用タイヤ交換時期において車輪脱落事故が多発している状況を鑑み、令和6年10月から令和7年2月末までの間を大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン実施期間として、全国的に展開し大型車の車輪脱落事故防止対策の徹底を図る取組を実施する。

注1 ホイール・ナットへのマーキング（合いマーク）は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。

- ・ マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。
- ・ マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続して記入することが望ましい。
- ・ マーキングは、増し締め実施後に施工する。タイヤ脱着時にマーキングを施工したときは、増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新たに施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。
- ・ マーキングが確認しやすい色（白色、黄色等）を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。
- ・ マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のあるものを使用する。（例：油性顔料インキ）

注2 ISO方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はホイール・ナット回転指示インジケーター類による合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。

※印は、以下の「お・と・さ・な・い」のポイント（別紙3啓発チラシの記載内容）

1. お・・・おとさぬための点検整備
 - 事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ唯一かつ最善な手段
2. と・・・トルクレンチで適正締付
 - 適正なトルクレンチによる規定トルクの締め付け、タイヤ交換後の増し締めの実施
3. さ・・・さびたナットは清掃・交換
 - ディスク・ホイール取付面、ホイール・ナット当たり面、ハブの取付面、ホイール・ボルト、ナットの錆やゴミ、追加塗装などを除去
4. な・・・ナット・ワッシャ隙間に給脂
 - ホイール・ボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑油を薄く塗布し、回転させてなじませる

5. い・・・いちにち一度は緩みの点検

- 運行前に特に脱落が多い左後輪を中心にボルト、ナットを目視や直接触るなどして点検

第64回「正しい運転・明るい輸送運動」実施計画

1. 目的

この運動は、交通・労働災害事故の防止、環境保全及び輸送秩序の確立により、円滑な輸送の達成を図り、年末年始の輸送繁忙期における安全、安心な輸送サービスを提供することを目的とする。

2. 運動期間

令和6年11月16日（土）から令和7年1月10日（金）まで

3. 主催

全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）並びに各都道府県トラック協会

4. 後援

国土交通省、警察庁

5. 実施事項

経営トップ、管理者及び従業員が一体となって、下記の項目を中心とした取り組みを行うものとする。

（1）飲酒運転の根絶

運行管理者等は、国土交通省が令和6年3月に公表した「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル」を踏まえ、同年9月に全ト協が改訂した「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用し、運転者等に対するアルコール依存症への対応とともに、アルコール検知器の携行などによる酒気帯びの有無の確実な報告等について指導を徹底する。

また、令和6年10月から飲酒運転に対する処分基準が強化されることを踏まえ、交通対策委員会で決議したトラックドライバーへの飲酒運転しないことの宣言書署名などの取り組み強化を図る。

（2）追突事故及び交差点における事故防止の徹底

運行管理者等は、事業用トラックにおける死亡・重傷事故の約4割を占める「交差点事故」、及び高速道路での死傷事故の6割強を占める「追突事故」を防止するため、全ト協制作の資料『プラン2025 目標達成セミナー～削減目標達成への取り組み～』*を活用し、交通事故実態に即した運転者への指導・教育を実施し、交差点及び追突事故防止の徹底に努める。

また、全ト協では、交差点左折時の9割近くが対自転車事故であることから、全ト

協の安全装置等助成事業対象装置で後付け装着が可能な「側方衝突監視警報装置」の普及促進を図る。

※全ト協ホームページ URL

資料『プラン 2025 目標達成セミナー～削減目標達成への取り組み～』

<https://jta.or.jp/member/anzen/plan2025seminar.html>

(3) 過労運転防止の徹底

運行管理者等は、令和6年4月適用の改正改善基準告示を遵守するとともに、繁忙期においても無理な運行計画とならないよう、運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や運行計画及び乗務割の作成を行い、点呼時等を活用し運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底し、過労運転防止に努める。

(4) 確実な点呼の実施

経営者は、従業員の健康管理を徹底させ、また、運行管理者等は点呼を確実に実施し、運転者の健康状態、疲労の度合い、異常な感情の高ぶり、睡眠不足等について確認し、少しでも異常があると認められた場合は乗務させないようにする。

また、点呼の際、運行管理者等はアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を確実に行う。

(5) 携帯・スマートフォンの使用禁止の徹底等

経営者等は、道路交通法に規定されている乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止について徹底を図るとともに、違法駐車禁止や適正な車間距離の確保、車内ゴミのポイ捨ての禁止など運転マナー向上について関係者を指導する。

(6) 健康診断の受診の徹底

経営者は、健康起因による事故防止を図るため、従業員に健康診断を確実に受診させ、結果を把握するとともに必要に応じて医師の診断等を受けさせ、運転に支障を及ぼす影響のある異常があると認められた場合は、改善されるまで乗務させないようにする。

(7) 荷役作業時の安全確保の徹底

経営者及び荷役災害防止担当者等は、荷主等との運送契約時に、荷役作業における役割分担を明確にするように書面契約を締結するよう努めるとともに、荷役作業の有無、運搬物の重量、荷役作業方法等の荷役作業内容を、「安全作業連絡書」等で運転者へ指示を行い配布する。

また、令和5年10月より、荷役作業時の墜落・転落防止対策強化のため昇降設備の設置及び保護帽の着用義務が最大積載量2トン以上の貨物自動車に範囲が拡大されたことなどを踏まえ、墜落・転落の危険を伴う荷役作業においては必ず保護帽を着用させるなどの必要な安全対策を指示し、労働災害事故の防止を図る。

参考：陸上貨物運送事業労働災害防止協会

「荷役作業安全対策ガイドラインのあらまし」

http://rikusai.or.jp/wp-content/uploads/2018/06/niyaku-guideline_aramashi_202304.pdf

「労働安全衛生規則等の一部改正のポイント」

http://rikusai.or.jp/wp-content/uploads/2023/05/kaisei_question_answer.pdf

(8) 高速道路における事故防止の徹底

運行管理者等は、高速道路における事故の多くは、高速道路に入った後1時間以内に比較的多く発生していることを踏まえ、高速道路に入った後に可能な限り早い段階で運転者に休憩をとらせるなど、高速道路における事故防止の徹底に努める。

(9) 車両の安全性確保の徹底

経営者及び整備管理者等は、「自動車点検整備推進運動」及び「不正改造車を排除する運動」の趣旨を踏まえ、車両の日常点検及び定期点検の確実な実施に努めるとともに、不正改造の防止を徹底する。

特に、依然として後を絶たない大型トラックの車輪脱落事故防止の徹底を図るため、国土交通省が策定する「緊急対策」のトラック業界が取り組む実施事項と併せ、全ト協作成の啓発資料活用などにより、早めに冬用タイヤ交換を計画する他、適切なタイヤ交換作業の実施の徹底を図る。

(10) 降積雪期における輸送の安全確保の徹底

運行管理者及び整備管理者等は、気象情報や道路における降雪状況等を適時適切に把握するとともに、早期に雪道での走行が可能な冬用タイヤに交換する他、積雪・凍結等の気象及び道路状況に応じてタイヤチェーンを装着するなど適切なすべり止め措置を講じる。

また、大雪等での立ち往生を防ぐため、冬用タイヤの溝深さが新品時の50%以上であることを「プラットホーム」で運行前に必ず確認することを徹底させる。

(11) 正しい積付け・固縛方法の徹底

管理者は、荷量が増加する年末の繁忙期において、偏荷重が生じない積付けや、荷にロープまたはシートをかける等の固縛を正しく行い、安全な輸送の確保を徹底させる。

(12) エコドライブ及びアイドリング・ストップの徹底

経営者等は、化石燃料の使用量を削減し、地球温暖化の原因となるCO₂及び排出ガスの低減を図ることは、業界に課せられた命題であることから、エコドライブ及びアイドリング・ストップを徹底させる。

(13) 運輸安全マネジメントの徹底

経営者等は、輸送の安全確保が最も重要であるという意識を経営トップから現場の運転者まで浸透させるため、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう安全意識の高揚を図る。

(14) 安全意識の高揚

経営者及び運行管理者等は、社会的責務を自覚し、「安全を最優先する」という経営理念と、「絶対に事故を起こさせない」という信念を持って、各事業所の事故防止対策の徹底を図る。

運転者は、常に適正な速度、車間距離を保つなど、安全走行を徹底する。また、交通法令の遵守はもちろんのこと、プロドライバーとしての使命と自覚を持って、一般ドライバーの模範となるよう、常に「やさしさ」と「思いやりのある運転」を心掛ける。

(15) 輸送品質・サービスの向上

運転者は、荷扱いに一層の注意を払い、毀損等の貨物事故の未然防止を図る。また、常に笑顔と誠意をもって顧客等に接するとともに、言葉遣いや態度を明快にし、親切、丁寧に対応するよう輸送サービスの向上に努める。

6. 実施要領

前項の「実施事項」を確実に効果的に実行するため、それぞれ次の要領により実施する。また、国土交通省が年末年始に行う安全総点検への協力を行うものとする。

(1) 全ト協

- ① 広報とらっく、ホームページ、業界紙等を活用し、本運動の趣旨、実施計画等を全事業者に周知する。
- ② 各都道府県トラック協会からの推薦に基づき本運動に功績のあった事業所及び従業員を表彰する。

(2) 各都道府県トラック協会

- ① 関係委員会または会議等の開催により、本運動の具体的推進要領を決定する。また、令和3年9月の交通対策委員会の決議を踏まえ、飲酒運転根絶に向けた他県の取り組み事例について情報の共有化を図り、各地域の実情に応じ、飲酒運転根絶に向けた効果的な取り組みを積極的に展開する。
- ② 協会独自の企画によるポスター、垂れ幕、立看板等の作成、掲出、並びに機関紙(誌)、ホームページ等を活用して本運動の広報を行い、会員事業者に対し周知を図る。
- ③ 事業者、管理者、運転者等に対し、それぞれの研修会、講習会等を開催し、実施事項を確実に効果的に実行できるよう努める。
- ④ 荷主等との協議の場をできるだけ設け、本運動に対する荷主への理解と協力を求める。

- ⑤ 適正化事業実施機関を活用し、本運動を徹底させる。
- ⑥ 本運動において功績のあった事業所及び従業員に対し、全ト協が表彰を行うため、被表彰者を推薦する。(推薦の細部については別途連絡)

(3) 事業所

- ① 自社広報紙等の利用、あるいはトラック協会等から配布されたポスター、垂れ幕、立看板、腕章、リボン等により、従業員に対し本運動の実施事項を徹底し、一層の事故防止と輸送品質の向上を図る。
- ② 安全対策を検討する際は、全ト協が制作した各種マニュアル等の啓発物を積極的に活用する。
＜全ト協ホームページ＞
URL https://jta.or.jp/member/anzen/kotsuanzen_ichiran.html
- ③ 従業員に対し必要な教育、現場指導を行い、また、トラック協会が行う研修会、講習会等に必要な従業員を積極的に参加させ、安全・安心な輸送サービスの向上を図る。
- ④ 安全会議を開催する等、本運動及び関係行政機関の発出する安全に関する通知等の徹底を図る。

以 上

令和6年11月1日

会 員 各 位

(一社)香川県トラック協会
会 長 楠 木 寿 嗣

令和6年度 過労死等防止対策セミナー ～健康起因事故の削減を目指して～

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当協会では、事故防止等に関する各種施策を実施しておりますが、昨年度に引き続き、標記セミナーを公益社団法人全日本トラック協会との共催で実施します。

本セミナーでは、過労死等や健康起因事故の現状を知り、ドライバーが健康であるために、管理者がどうドライバーに生活習慣の改善等を促すか手法を考え、学びます。

また、健康チェックシート等を用いた小集団による意見交換等を行い、他社の健康管理に関する取組の好事例などから新たな気づきを得ることができ、更に受講者がセミナーで使った資料を自社のドライバーへの教育に展開・活用することで事業者の取組みを促し、過労死等の防止並びに健康起因事故の削減を図ることといたします。

つきましては、業務ご多忙とは存じますが、是非ともご参加賜りますようお願いいたします。

敬具

記

1. 日 時 令和6年11月13日(水) 13:30～16:30
2. 場 所 ホテルパールガーデン 新館6階 インペリアル
3. 講 師 SOMPOリスクマネジメント(株)大阪支店
リスクマネジメント事業本部 西村伸光 氏
4. 内 容
 - (1)過労死等と健康起因事故の現状と国の動向、生活習慣の改善の必要性・重要性(座学)
 - (2)トラックドライバーの生活習慣改善方法を考える(グループワーク)
 - (3)健康チェックシートの使用方法と解説(個人ワーク・座学)
 - (4)健康管理の取組み確認について(グループワーク)
 - (5)健康管理の取組み状況 資料集の解説(座学)
5. 対 象 者 経営者及び運行管理者等
6. 募集人数 定員64名(申込期限:11月6日(水) 定員になり次第締め切ります。)
7. 申込方法 別添「参加申込書」にご記入頂き、お申し込みください。
8. 持 参 物 名刺2枚・筆記用具
9. 主 催 (公社)全日本トラック協会、(一社)香川県トラック協会
10. そ の 他 Gマーク申請の加点対象です。(管理者・ドライバー共に3点)

(一社)香川県トラック協会 適正化事業課 宛
FAX 087-821-4974

令和 年 月 日

令和6年度過労死等防止対策セミナー
～健康起因事故の削減を目指して～
参加申込書

事業所 支店・営業所名		
所在地		
受講者 ①	所属・役職	
	氏名	
受講者 ②	所属・役職	
	氏名	

〈締切日〉 令和6年11月6日(水)

※ 定員64名になり次第、締め切らせていただきます。

令和6年11月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会
会 長 楠 木 寿 嗣
(公 印 省 略)

職場のメンタルヘルスとヒューマンエラー対策セミナー

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会事業に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、最近職場のメンタルヘルスについて注目されています。人員不足の中でメンタルの不調による休職や退職を防止するためにも対策が必要となっています。また、心理的な要因でヒューマンエラーを起こし大きな事故につながる場合もあります。

そこで、当協会では心理的な面に着目し標記セミナーを下記のとおり開催します。

つきましては、参加を希望される方は**11月15日(金)**までに下記申込書にてお申込み下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 令和6年11月26日(火) 13:30~16:00
2. 場 所 香川県トラック総合会館 5階 大会議室
3. 講 演 「職場のメンタルヘルスとヒューマンエラー対策」
講師 株式会社ミズ・オフィス 代表取締役 土居珠見 氏
4. 定 員 35名(定員になり次第、締め切らせていただきます。)
5. 申込先 (一社)香川県トラック協会 FAX(087)821-4974

申 込 書

会社名 _____

お名前 _____

※香ト協FAX:(087)821-4974宛ご返信下さい。

講師ご紹介



土居 珠見

人財育成のスペシャリスト
株式会社ミズ・オフィス代表取締役
岡山県出身 香川県在住

オンジョブトレーニング（現場での研修）、オフジョブトレーニング（全体集合研修）を主に心理カウンセリングを行いながら、事例検討・グループワーク・グループディスカッション・対人ロールプレイングを促し、人財教育を進めて参ります。

役員秘書、ビジネスマナー指導経験を活かし、官公庁・学校・各企業の研修、セミナー講師を務める。現在は、若年者の心のサポートに努め、日々、悩める人たちのカウンセリングを年間約2000人対応。

SIQJAPAN 接遇マナー協会講師として登録。特殊な業種では、秘書・レポーター・コンシェルジュ・コンパニオン・アテンダント指導を行う。産業カウンセラー、国家資格キャリアコンサルタント、国家検定1級キャリアコンサルティング技能士資格取得。

組織の構成、管理及びメンタルヘルスマネジメント、リーダー指導、人財育成コンサルタントとして各業界の人財育成向上に意欲を燃やす。

令和6年11月1日

会員各位

一般社団法人香川県トラック協会

令和6年度 乗務員ステップアップ講習会のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、香川県トラック協会では、平成16年度より国土交通省告示1366号を基にし、安全意識の高揚と交通事故防止に寄与することを目的とした乗務員向け講習会を開催しております。

当講習は、香ト協専任講師による事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する知識を説明するほか、実車を用いて日常点検方法や死角などの車高等のトラックの構造上の特性についても学んでいただける体験型講習となります。

参加を希望される事業者は、別紙申込書に必要事項をご記入の上、トラック協会まで返信ください。

敬具

記

1. 開催内容 乗務員ステップアップ講習会
2. 開催日時 別紙参加申込書を参照ください。
3. 対象者 会員事業所所属運転者
※乗務員教育を担当する管理者の参加も可能です。
4. 参加費用 無料
5. 申込方法 申込書類に必要事項を記載し、FAXにてお申し込みください。
6. 注意事項 当講習では実車を用いた内容を含みます。
そのため、サンダル履きでのご参加はご遠慮いただいておりますので予めご了承ください。
6. 問合せ先 一般社団法人香川県トラック協会
電話 087-851-6381 FAX 087-821-4974

以上

令和6年度 乗務員講習 参加申込書

・乗務員ステップアップ講習

(受講希望日に印をご記入下さい。)

✓印 記入欄	開催回	開催日時	開催場所
	第114回	令和6年 11月9日(土) 9:00 ~ 12:00	会場 安全研修センター 住所 高松市福岡町3丁目3-6
	第115回	11月9日(土) 13:30 ~ 16:30	

○受講希望者データ

会社名	
担当者名(記入者)	

	氏名	生年月日	トラック ドライバー歴	乗務車種 (○印記入)
1	(ふりがな)	昭和・平成 年 月 日(満 歳)	年	大型 中型
	参加希望講習 (○印記入)	第114回(AM) ・ 第115回(PM)		小型
2	(ふりがな)	昭和・平成 年 月 日(満 歳)	年	大型 中型
	参加希望講習 (○印記入)	第114回(AM) ・ 第115回(PM)		小型
3	(ふりがな)	昭和・平成 年 月 日(満 歳)	年	大型 中型
	参加希望講習 (○印記入)	第114回(AM) ・ 第115回(PM)		小型

※ 香ト協 (FAX 087-821-4974) へ申し込みください

令和6年11月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業者等は貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項の定めにより、標記運転者に対して特別な指導を行うこととなっております。

本年は昨年と同様に、四国交通共済協同組合と共催し、初任運転者講習会（6時間講習・11回）、事故惹起運転者講習会（6回）を下記要領で開催することと致します。

つきましては、業務ご多忙とは存じますが、当該運転者の派遣を賜りますようお願い申し上げます。なお、都合により各回20名を定員とさせていただきます。

敬 具

※初任運転者とは（指導の場合）

貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第1項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者。（当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前3年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く）

※初任運転者講習会については、「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」15時間以上の内、6時間講習で実施しますので、残り9時間の指導は貴社等で教育をお願い致します。

※事故惹起運転者とは

死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は3号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こした運転者、及び軽傷者（同条第4号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該交通事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。

記

1. 開催日程

<初任運転者講習会>

第1回 令和6年 4月25日(木)	第8回 令和6年12月 5日(木)
第2回 5月23日(木)	第9回 令和7年 1月30日(木)
第3回 6月 6日(木)	第10回 2月 6日(木)
第4回 7月 4日(木)	第11回 3月27日(木)
第5回 8月29日(木)	
第6回 9月26日(木)	
第7回 10月24日(木)	

<事故惹起運転者講習会>

第1回 令和6年 5月 9日(木)	第5回 令和7年 1月23日(木)
第2回 7月11日(木)	第6回 3月13日(木)
第3回 9月12日(木)	
第4回 11月 7日(木)	

2. 開催時間 9：30～17：00
3. 場 所 四国交通共済会館
4. 受講料 講習会に係る費用は香ト協で負担いたします。
5. 定 員 20名
6. 申 込 初別紙申込書を四交協へファックス送信ください。
初任運転者講習会の申込みについては、定員に達している場合があります。
※事前に、四国交通共済協同組合ホームページ「講習・研修スケジュール」(<http://yonkokyo.or.jp/publics/index/32/>)で申込状況をご確認いただきお申込み下さい。
7. 証 明 書 受講修了後、特別指導受講証明書が発行されます。
8. そ の 他 筆記用具を必ずご持参ください。
※屋外講習がありますので、実施できる服装等で、ご参加ください。※やむを得ず、日程を変更する場合があります。予め、ご了承ください。

初任及び事故惹起運転者講習会参加申込書

○初任運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください。)

✓印 記入欄	開催日	✓印 記入欄	開催日
終了	令和6年 4月25日(木)		令和6年 12月5日(木)
終了	5月23日(木)		令和7年 1月30日(木)
終了	6月6日(木)		2月6日(木)
終了	7月4日(木)		3月27日(木)
終了	8月29日(木)		
終了	9月26日(木)		
終了	10月24日(木)		

○事故惹起運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください。)

✓印 記入欄	開催日	✓印 記入欄	開催日
終了	令和6年 5月9日(木)		令和7年 1月23日(木)
終了	7月11日(木)		3月13日(木)
終了	9月12日(木)		
	11月7日(木)		

※開講時間は、9:30～17:00 (各回共通) ※ご希望の講習日にチェック (✓) をお願い致します。
 ※複数の講習会にお申込の方は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

○受講者データ

ふりがな 氏 名	生年月日
	昭和 平成
	年 月 日

○派遣先データ

会社名			
会社住所	〒		
電話番号		FAX番号	
担当者名		役 職	

※ 受講後、特別指導受講証明書をお送りしますので、担当者名と役職、及び会社住所を必ずご記入ください。

四交協 FAX (0877-44-3390) へご送信願います。



必ずチェック!

最低賃金!

働く人と雇う人のための
ルールです!

香川県 最低賃金

令和6年

10月2日から

時間額

970 円

前年比

52円
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
確認

最低賃金に
関する
特設サイト



最低賃金 特設サイト 検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
香川労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



香川労働局 検索

賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ 検索

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金

最大
600万円を
助成

「最低賃金制度」は、働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度のことで!

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

確認の方法は?

確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額（時間額）と比較してみましょう!

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合

$$\text{時間給 (円)} \geq \text{最低賃金額 (時間額) (円)}$$

2 日給の場合

$$\text{日給 (円)} \div \text{1日の平均所定労働時間 (時間)} = \text{時間額 (円)} \geq \text{最低賃金額 (時間額) (円)}$$

3 月給の場合

$$\text{月給 (円)} \div \text{1か月の平均所定労働時間 (時間)} = \text{時間額 (円)} \geq \text{最低賃金額 (時間額) (円)}$$

4 上記 1, 2, 3 が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で各手当（職務手当など）が月給の場合

- ① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額（時間額）

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精進手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で自分の地域の最低賃金をチェックしましょう!

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

業務改善助成金

最大 600万円を助成

業務改善助成金 コールセンター

☎ 0120-366-440

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索



1 支給の要件

1



事業場内最低賃金の引上げ

2



引上げ後の賃金額の支払い

3



生産性向上に資する機器・設備などを導入

4



解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に要した費用の一部を助成

助成金支給までの流れ

1



交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出



2



交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

3



実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出



4



支給

専門家による無料相談を実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

(R6.9)

香川県最低賃金

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

時間額

970円



令和6年10月2日から



最低賃金制度
のマスコット
チェックマン

香川県最低賃金の概要

適用を受ける労働者の範囲	香川県の区域内の事業場で働くすべての労働者
最低賃金額	時間額 970円
最低賃金において算入しないことを定める賃金	<ul style="list-style-type: none">① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
効力発生日	令和6年10月2日

※ 最低賃金の適用を受ける使用者は、最低賃金の概要を、常時作業場の見やすい場所に掲示し、又はその他の方法で、労働者に周知させるための措置をとらなければなりません

WEBで確認

最低賃金に関する特設サイト

最低賃金 特設サイト 検索

最低賃金に関するお問い合わせは香川労働局または最寄りの労働基準監督署へ

香川労働局 検索

賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。

賃金引上げ特設ページ 検索

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善助成金 最大600万円を助成

香川労働局 労働基準部賃金室 (087)811-8919

労働基準監督署

高松 (087)811-8946

丸亀 (0877)22-6244

坂出 (0877)46-3196

観音寺 (0875)25-2138

東かがわ (0879)25-3137

香川労働局・労働基準監督署

必ずチェック！最低賃金！働く人と雇う人のためのルールです。

香川県の最低賃金

◎地域別最低賃金

産業や職種にかかわらず、香川県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む）に適用されます。

使用者は、最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

件名	時間額	効力発生年月日
香川県最低賃金	970円 (918円)	令和6年10月2日 (令和5年10月1日)

() 内は改正前

◎特定最低賃金(産業別最低賃金)

下記の業種に該当する事業場で働く労働者には、特定最低賃金(産業別最低賃金)が適用されます。

地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

件名 【適用する業種】	時間額	適用除外される労働者 (この欄に掲げる労働者は、上記の香川県最低賃金が適用になります。)	効力発生年月日
香川県冷凍調理食品製造業最低賃金 【E0995 冷凍調理食品製造業】※	970円 (918円) 改正諮問がなかったため 香川県最低賃金が適用	/	令和6年10月2日 (令和5年10月1日)
香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 【E25 はん用機械器具製造業、E26 生産用機械器具製造業、E27 業務用機械器具製造業(E273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、E274 医療用機械器具・医療用品製造業、E275 光学機械器具・レンズ製造業、E276 武器製造業を除く。)]※	1,040円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	令和5年12月15日
香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金 【E313 船舶製造・修理業、船用機関製造業】※	1,041円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	令和6年1月3日
香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 【E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業(E2832 光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業を除く。)、E29 電気機械器具製造業(E295 電池製造業、E299 その他の電気機械器具製造業を除く。)、E30 情報通信機械器具製造業】※	982円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は賄いの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)	令和5年12月15日

() 内は改正前

※【】の業種分類は日本標準産業分類(平成25年10月改定)に基づいたものです。また、適用する業種には、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が当該産業に分類されるものに限る。)を含みます。

○ 地域別最低賃金額又は特定最低賃金額以上の賃金を支払わないときには、罰則が適用されることがあります。

○ 最低賃金には、臨時に支払われる賃金(結婚手当等)、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)、時間外・休日・深夜の割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当は算入されません。

【最低賃金についてのご相談・お問い合わせ先】

香川労働局労働基準部 賃金室 087-811-8919

労働基準監督署 ・高松 087-811-8946 ・丸亀 0877-22-6244 ・坂出 0877-46-3196

・観音寺 0875-25-2138 ・東かがわ 0879-25-3137

ホームページはこちら ➡



しごととより、 いのち。

仕事は本来、やりがいや生きがいを生み出し、
人生を豊かにしてくれるもの。
働き過ぎで心や体の健康を損なうことは
絶対にあってはなりません。

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

STOP!
過労死

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

労働条件等に関するご相談は・・・

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、
総合労働相談コーナーにご相談ください。(開庁時間 平日8:30~17:15)



●労働条件相談ほっとライン(電話相談)

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。
日本語の他、13言語に対応しています。(2022/4/1現在)
"Labour Standards Advice Hotline" Foreign language support is also available.

0120-811-610

平日/17:00~22:00 土・日・祝日/9:00~21:00 (12/29~1/3を除く)



●確かめよう労働条件(ポータルサイト)

労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者や
そのご家族向け、事業主や人事労務担当者向け
にその内容を分けて掲載しています。

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



ハラスメントに関するご相談は・・・

●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントについての相談はこちら。

[http://www.mhlw.go.jp/general/seido/
chihou/kaiketu/soudan.html](http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html)



●都道府県労働局雇用環境・均等部(室)一覧

セクシュアルハラスメントなどの相談はこちら。

[https://www.mhlw.go.jp/content/
000177581.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf)



●ハラスメント悩み相談室

土曜・日曜の相談やメール・SNSでの
相談にも無料で応じています。

<https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/>



●あかるい職場応援団(ポータルサイト)

ハラスメント対策に役立つ情報の
提供を行っています。

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は・・・

●こころの耳電話相談

メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に
関することについて無料で相談に応じています。

0120-565-455

月・火/17:00~22:00 土・日/10:00~16:00 (祝日及び年末年始を除く)

メール相談 24時間受付

SNS相談 月・火 17:00~22:00
土・日 10:00~16:00
(祝日及び年末年始を除く)



●こころの耳(ポータルサイト)

こころの不調や不安に悩む働く方や職場のメンタルヘルス対策に取り組む事業者の方などの
支援や、役立つ情報の提供を行っています。

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>

●まもろうよこころ

「死にたい」、「消えたい」などの悩みや不安を
抱えていたら、相談してください。電話やSNS
の相談窓口を紹介しています。

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>



過労死の防止のための
活動を行う

民間団体の
相談窓口

過労死等防止対策推進全国センター

<http://karoshi-boushi.net/>



全国過労死を考える家族の会

<http://karoshi-kazoku.net/>



過労死弁護団
全国連絡会議

(過労死110番全国ネットワーク)

<http://karoshi.jp/>



参加
無料

過労死等防止対策推進シンポジウム

11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

お問い合わせ先

専用ナビダイヤル
(月~金 9:00~17:30)

0570-080-082



リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

厚生労働省では、**過重労働解消キャンペーン**期間中、次の取組を実施します

1

労使の主体的な取組を促進します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。



2

労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します

都道府県労働局長が管内企業の経営トップとの意見交換により、長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

3

長時間労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

長時間労働が疑われる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

4

労働相談を実施します

11月2日(土)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

相談無料

なくしましろう 長い残業
令和6年11月2日(土) 9:00~17:00 ☎️ **0120-794-713**

11月1日~7日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けています。

[相談窓口の詳細](https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/) ▶ <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>



5

過重労働解消のためのセミナーを開催します

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から1月を中心に、「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します(無料でどなたでも参加できます)。*詳細は専用ホームページをご覧ください。

参加費無料

[専用ホームページ](https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou) ▶ <https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou>



「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。

*全国47都道府県で全48回開催(無料でどなたでも参加できます)。詳細は専用ホームページをご覧ください。

[専用ホームページ](https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/) ▶ <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

参加費無料



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間でもあります

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせないよう、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

[「しわ寄せ」防止特設サイト](https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/) ▶ <https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



毎日の労働時間、
見直しませんか？

働き過ぎにより生じるさまざまなリスク、ご存知ですか？
あなたの心や体は大丈夫ですか？
健康のために必要なこと、それは適切な労働時間と健全な労働環境です。
あなたは、働き過ぎていませんか？
毎日の労働時間、この機会に一度、見直してみませんか。



ダメ、働きすぎ!



11月「過労死等防止啓発月間」に
「過重労働解消キャンペーン」を実施します!

労働基準監督官が
相談をお受けします。

無料 令和6年11月2日(土) 9:00~17:00

過重労働解消
相談ダイヤル

なくしましろう 長い残業
☎️ **0120-794-713**

*全国どこからでも利用できます(スマートフォンからも無料)※匿名でもOK



過重労働解消キャンペーン 検索

11月1日~7日は、**過重労働相談受付集中期間**です 都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」にご相談ください

労働条件相談
ほっとライン
【厚生労働省委託事業】

はい! ろうどう
☎️ **0120-811-610**

相談受付時間 月~金17:00~22:00 土日・祝日9:00~21:00



11月2日(土)は、
SNS相談も
実施しています



厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です

「過労死等防止対策推進法」では、11月を「過労死等防止啓発月間」としています。このため、厚生労働省では、その一環として「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向け、集中的な周知・啓発等に取り組むこととしています。



知っていますか?

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、労働者全体の5%以上となっており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患が業務上によるものと認められた労災支給決定件数についても、依然として高い水準で推移しています。近年では、仕事上の強いストレスが原因となつてうつ病などの精神障害を発病し、それが労災と認められる件数も年々増加しています。

長時間労働が健康に与える影響は?

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

(右の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を簡易化したものです。)

過重労働と健康リスクとの関連性



確かめよう労働条件

働く人や事業主、人事労務担当者の方向けに、労働基準関係法令などの知っておきたいルールや、労務管理の改善に役立つ情報などを掲載している労働条件に関する総合サイトです。時間外・休日労働、年次有給休暇、労働者の健康管理など、併せてチェックしてみてください。



確かめよう労働条件サイト ▶ <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

働き方・休み方改善ポータルサイト

企業の皆様へ、自社の社員の働き方・休み方の見直しや改善に役立つ情報を提供するサイトです。企業・社員の方が「働き方・休み方改善指標」を活用して自己診断をしたり、企業の取組事例を検索して参考にすることができます。豊富な取組事例の中から、過重労働を防止するための方策や取組のヒントを取り入れ、自社内の取組にぜひご活用ください。

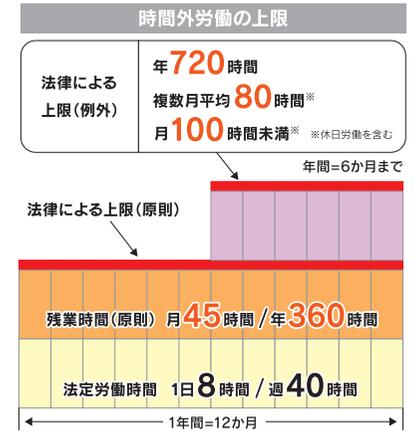


働き方・休み方改善ポータルサイト ▶ <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

過重労働による健康障害を防止するために

1 時間外・休日労働時間を削減しましょう。

- 労働基準法で定められている時間外労働の上限規制(右枠参照)は必ず守ってください。
- 時間外労働は本来、臨時的な場合にのみ行われるものです。時間外・休日労働を行わせる場合の労使協定(36協定)の締結に当たっては、その内容が指針※1)に適合したものとるようにしてください。
- 労働時間を適正に把握※2)してください。



2 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

- 年次有給休暇を確実に取得させるため、年5日については、時季を定めて労働者に与えなければなりません(対象:年次有給休暇が年10日以上与えられる労働者)。
- 年次有給休暇の計画的付与制度の活用や休暇を取得しやすい職場環境の整備に取り組みましょう。

有給休暇



3 労働時間等の設定を改善しましょう。

- 勤務間インターバル制度※3)の導入をはじめとした労働時間等の設定の改善に努めましょう。
- 具体的な措置の内容は、ガイドライン※4)を確認しましょう。

4 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- 健康管理体制(産業医、衛生管理者・衛生推進者等の選任、衛生委員会等の設置等)を整え、健康診断を実施し、必要な事後措置を講じてください。
- 時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者が申し出た場合は、医師による面接指導を実施しなければなりません。
- 指針※5)に基づき、職場でメンタルヘルス対策にも取り組んでください。

※1 「労働基準法第三十六条第一項の協定(※3)で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年厚生労働省告示第323号)

※2 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(厚生労働省、平成29年1月)

※3 終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息時間(インターバル時間)を確保する仕組み

※4 「労働時間等見直しガイドライン」(平成20年厚生労働省告示第108号)

※5 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(厚生労働省、平成18年3月、健康保持増進のための指針公示第3号)

過労死をゼロにし、健康で充実して 働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワー・ハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にもご登壇をいただき、過労死等防止対策推進法施行から10年、改めて過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。



参加
無料
事前申込

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進シンポジウム

日時

2024年11月20日(水)
14:00~16:30 (受付13:30~)

会場

かがわ国際会議場
(香川県高松市サンポート2-1
高松シンボルタワー タワー棟6F)

基調講演

健康とキャリアを守る
「労働法」の使い方を知る重要性
—ブラック企業の実例を通じて—



NPO法人 POSSE代表理事
今野 晴貴 氏



主催：厚生労働省 後援：香川県、高松市
協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、
連合香川、香川県労連、香川県臨床心理士会

二次元バーコードを
読み込んで下さい。

労働者死傷病報告の報告事項が改正され、 電子申請が義務化※されます

令和7年（2025年）1月1日施行

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

①事業の種類

日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
(例) 製造業>食料品製造業>水産食料品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

②被災者の職種

日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。
(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)>食料品製造従事者

③傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。
(例) 傷病名：負傷>切断
傷病部位：頭部>鼻

④災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

⑤国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

電子申請に便利な入力支援サービスのご案内

電子申請に当たっては

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷 に係る入力支援サービス

をご活用ください

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。



厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

※ 令和7年1月1日より、以下の報告も電子申請が義務化されます。これらの報告にも、入力支援サービスをご活用ください。

- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告
- 事業の附属寄宿舍内での災害報告

＼スマートフォンからの電子申請も可能です／
入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから▶
厚生労働省HPにリンクします



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

・都道府県労働局・労働基準監督署

広報誌のご案内

お役立ち 安全衛生情報をお届けします



お届けする陸災防広報誌「陸運と安全衛生」の内容

- 会員事業場の安全衛生活動内容の紹介、災害事例とその対策などを掲載しています。
- 毎月 10 日に陸災防本部より E メールにてお届けします。

登録料・購読料は無料です。

下記、お届け先登録申込書に必要事項を記入の上、F A Xにてお申込みください。

お届け先登録申込書

申込先 陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部

▶▶▶ F A X 0 3 - 3 4 5 3 - 7 5 6 1

事業場名または 個人名			
電話番号		F A X 番号	
都道府県			
メールアドレス			

(注) 次の URL から「陸運と安全衛生」配信規約をご覧ください。https://fofa.jp/rikusai/a.p/101/
登録完了のメールをお送りします。もし、届かない場合は下記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。
お申込みいただいたメールアドレス等の情報は、広報誌や陸災防からの情報をご提供する目的のみに利用させていただきます。なお、会員の確認等のため、陸災防支部に登録情報を提供することがあります。

講習のご案内

フォークリフト講習・はい作業主任者講習 等の日程は、下記ホームページ
をご覧ください。

<http://www.rikusaibou-kagawa.jp/>

陸運労災防止協会香川 検索

お問い合わせ先



厚労省所管
災害防止団体

陸運労災防止協会香川県支部
TEL 0 8 7 - 8 5 1 - 6 2 5 1



会員名簿の変更等について

令和6年11月1日

当協会発行の会員名簿(令和6年度版)について、下記のとおり変更等をお願いします。

(一社)香川県トラック協会

ページ	会社名他	変更内容
14	有限会社 北四国アイティ	【変更】 代表者 大野 新海土

※名簿の変更等ございましたら、香ト協宛(TEL:087-851-6381)ご連絡下さい。